

市 道 路 線 の 変 更 に つ い て

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 7 月 11 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

路線名	変更前後 の 別	起 点	終 点
7952	前	鹿沼市茂呂 573 番 1 地先	鹿沼市茂呂 564 番地先
	後	鹿沼市茂呂 573 番 1 地先	鹿沼市茂呂 570 番 4 地先
7958	前	鹿沼市茂呂 780 番 11 地先	鹿沼市茂呂 911 番 9 地先
	後	鹿沼市茂呂 780 番 11 地先	鹿沼市茂呂 2423 番地先
7961	前	鹿沼市茂呂 2421 番地先	鹿沼市茂呂 921 番 4 地先
	後	鹿沼市茂呂 2440 番地先	鹿沼市茂呂 921 番 4 地先
7962	前	鹿沼市茂呂 897 番地先	鹿沼市茂呂 914 番地先
	後	鹿沼市茂呂 908 番 2 地先	鹿沼市茂呂 914 番地先